

## JASとは

日本農林規格の英訳「**JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD**」の頭文字をとった略称ですが、現在では制度全体をあらわす言葉として使われ、個々の物資についての日本農林規格は、**JAS規格**と呼ばれています。

## 目次

1 . J A S 制度とは	1
2 . J A S 規格制度とは	4
3 . 品質表示基準制度とは	16
4 . 監視体制と違反への対応	22

# 1 . J A S 制度とは

## (1) J A S 制度の概要

J A S 制度は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）（J A S 法）」に基づいて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（J A S 規格）による検査に合格した製品に J A S マークをつけることを認める「J A S 規格制度」と、一般消費者の選択に資するために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業者に義務付ける「品質表示基準制度」の 2 つからなっています。

## (2) J A S 制度の改正

J A S 制度は、昭和 25 年に農林物資規格法としてスタートし、昭和 45 年に品質表示基準制度を加えて現在の形となり、これまで、食品等の品質の改善や消費者の選択の一助としての役割を果たしてきたところです。

さらに、その後の社会情勢等を鑑み、近年では以下の改正が行われています。

ア . 平成 11 年 7 月の改正（平成 11 年 7 月 22 日公布、平成 12 年 6 月 10 日施行）

### (ア) 食品表示の充実・強化

近年、食品の消費形態が多様化しており、輸入食品や新食品が多く出回るようになる一方、食品の味や鮮度、健康、安全性等に対して消費者の関心が高まるようになり、一部の飲食料品だけではなく、より多くの食品に統一的で分かりやすい品質に関する表示を行ってほしいといった声が高まっています。

このため、一般消費者向けのすべての飲食料品を品質表示基準の対象とするとともに、その中で、すべての生鮮食料品について原産地表示を行うこととなりました。

#### (イ) 有機食品の検査認証・表示制度の創設

最近では化学的に合成された農薬や肥料の使用を抑えた生産への取り組みが増えています。平成 11 年の J A S 法の改正前は、農林水産省が示した「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」により、有機農産物等の表示の適正化が進められてきました。しかしながら、ガイドラインでは強制力がなく、有機質肥料を使用しただけで「有機栽培」と表示している例が見られるなど、その表示には混乱が見られていました。

また、有機農産物加工食品についても、有機栽培された原料を使用しているにもかかわらず、その後の加工、流通段階での取扱いが不明なまま、「有機」と表示するなど、消費者に誤認を与えかねない表示がなされているものもあり、消費者、生産者ともに混乱が起こりかねない状況となっていました。

このため、有機食品について、その生産又は製造の方法について検査認証を受けたもののみ「有機」の表示を付して、一般消費者向けに流通する仕組みが整備されました。(12 ページ 2(3)参照)

#### (ウ) J A S 規格制度の見直し

規制緩和の動きの中で、行政が広範にわたり責任を持つことが期待される社会から、自己責任原則を基本とした社会への移行が求められており、基準・認証の分野においても事前規制型の行政から事後チェック型の行政への転換が求められています。

また、国際的には世界貿易機関(W T O)体制の下において、1995 年に「貿易の技術的障害に関する協定(T B T 協定)」が発効するなど、貿易の円滑化に向けて国際的に公平で調和のとれた表示・規格制度の構築が重要になっています。

このため、平成 11 年の法改正時に、J A S 規格制度を以下の点について見直しました。

##### a. 規格の定期的見直しの法定化、国際整合化

5 年ごとに既存の規格を見直すことを法定化し、不要となった規格の廃止等を積極的に進めるとともに、規格制定等の際に国際規格を考

慮することとなりました。

見直しに当たっての基準としては、平成 13 年 11 月 6 日に「JAS 規格の制定・見直しの基準」が、農林物資規格調査会（JAS 調査会。4 ページの 2(1)参照）の内部規定として制定されています。

b．事業者自身による格付（8 ページ 2(2)エ参照）の表示のための仕組みの導入

生産・製造工程、検査等の品質管理体制等の状況から見て、製品の品質の安定性及び規格への適合性が確保されると認められる製造業者等が、登録格付機関による格付を受けずに自ら格付を行い、JAS マークを表示する仕組みを導入しました。

c．登録格付機関等への民間能力の活用

公益法人等に限らず、株式会社等の営利法人についても登録格付機関等に参入できるものとし、格付等について広く民間能力を活用するための条件を整備しました。

## (I) 経過措置

平成 11 年時の改正前の JAS 法に基づき格付機関の業務の一部を行うものとして農林水産大臣の承認・認定を受けている製造業者等は、改正 JAS 法が施行された後でも、3 年間（平成 15 年 6 月 9 日まで）はこれまでと同様の格付を受けることができます。

イ．平成 14 年 6 月の改正（平成 14 年 6 月 14 日公布、同年 7 月 4 日施行）

最近の食品の偽装表示の多発を踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、品質表示基準の違反者に対する措置を以下のとおり講じることとしました。（22 ページの「4．監視体制と違反への対応」参照）

## (ア) 公表の迅速化

従来は、品質表示基準違反者に対しては、農林水産大臣の指示に従わない場合に企業名等を公表することとしていましたが、消費者への情報提供を図る観点から、迅速に違反者名を公表することが可能になりました（指

示をした場合には、原則公表)

### (1) 罰則の強化

指示を遵守すべき旨の命令に違反した場合の罰則を、次のとおり大幅に強化しました。

懲役		なし	1年以下
罰金	個人	50万円以下	100万円以下
	法人	50万円以下	1億円以下

## 2. JAS規格制度とは

### (1) JAS規格の制定等

JAS規格は、農林水産大臣が、農林物資の種類(品目)を指定して制定します。また、利害関係者はJAS規格を定めるよう農林水産大臣に申し出ることができることになっています。

規格の制定等に当たっては、必ず、消費・生産・流通関係の代表者、学識経験者等から構成される「農林物資規格調査会(JAS調査会)」の議決を経なければなりません。

平成11年のJAS法改正により、既存のJAS規格については、その内容が引き続き適正であるかどうかを5年ごとに見直しを行い、確認、改正又は廃止を行うこととし、また、その際には、生産、取引、使用又は消費の現況や将来の見通しに加え、国際的な規格(コーデックス規格等)の動向を考慮することとなりました。

**コーデックス規格**: FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)により合同で設置されたコーデックス委員会において制定された国際規格。

#### ア. 規格の対象品目

JAS法において、農林物資とは酒類、医薬品等を除く 飲食料品及び油脂、農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料とし

て製造し、又は加工した物資（ に掲げるものを除く。）であって政令で定めるものをいい、これに該当するものであれば国内外のいずれで生産・製造されたかにかかわらず、ＪＡＳ規格の制定の対象となります。

平成１５年４月現在、８０品目について２９３規格が定められています。

## イ．規格の内容

ＪＡＳ規格は、品位、成分、性能等の品質に関する基準又は生産の方法についての基準からなります。

ＪＡＳ規格のうち、生産の方法についての基準を内容とするもの（特別な生産や製造方法、特色ある原材料に着目した規格）は、「特定ＪＡＳ規格」と呼ばれています。

平成１５年４月現在、特定ＪＡＳ規格としては、熟成ハム類等、地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品（６品目９規格）が制定されています。

## (2) ＪＡＳ規格による格付

農林物資について、その品質又は生産の方法に関する検査を受け、ＪＡＳ規格に適合していると判定されれば、格付の表示（ＪＡＳマーク）をつけることができます。

この格付を受けるかどうかは、製造業者等の自由に任されており、ＪＡＳマークの付されていない製品の流通にも制限はありませんので、ＪＡＳマーク制度の普及は基本的にＪＡＳマークにより品質を保証された製品が市場において消費者等に好まれ、選択されることにかかっています。

## ア．格付の方法

格付の方法には次の２通りがあります（図１）。

登録格付機関又は都道府県などの第三者機関（以下「格付機関」といいます。）が検査し、製品の格付を行う方法

登録認定機関又は農林水産大臣（以下「認定機関」といいます。）に

より認定を受けて、製造業者又は生産行程管理者が自ら製品や生産行程の検査をし、格付を行う方法

生産行程管理者：農林物資の生産行程を管理・把握するもの。生産業者や農協、販売業者等。

平成 11 年の J A S 法改正前における J A S 規格による格付の方法は、の第三者機関による格付だけでしたが、法改正により、の製造業者等自身による格付の仕組みが整備されました。

#### イ．格付のための検査方法

J A S 規格の格付のための検査の方法は、農林物資の種類ごとにそれぞれ農林水産大臣が定めています。

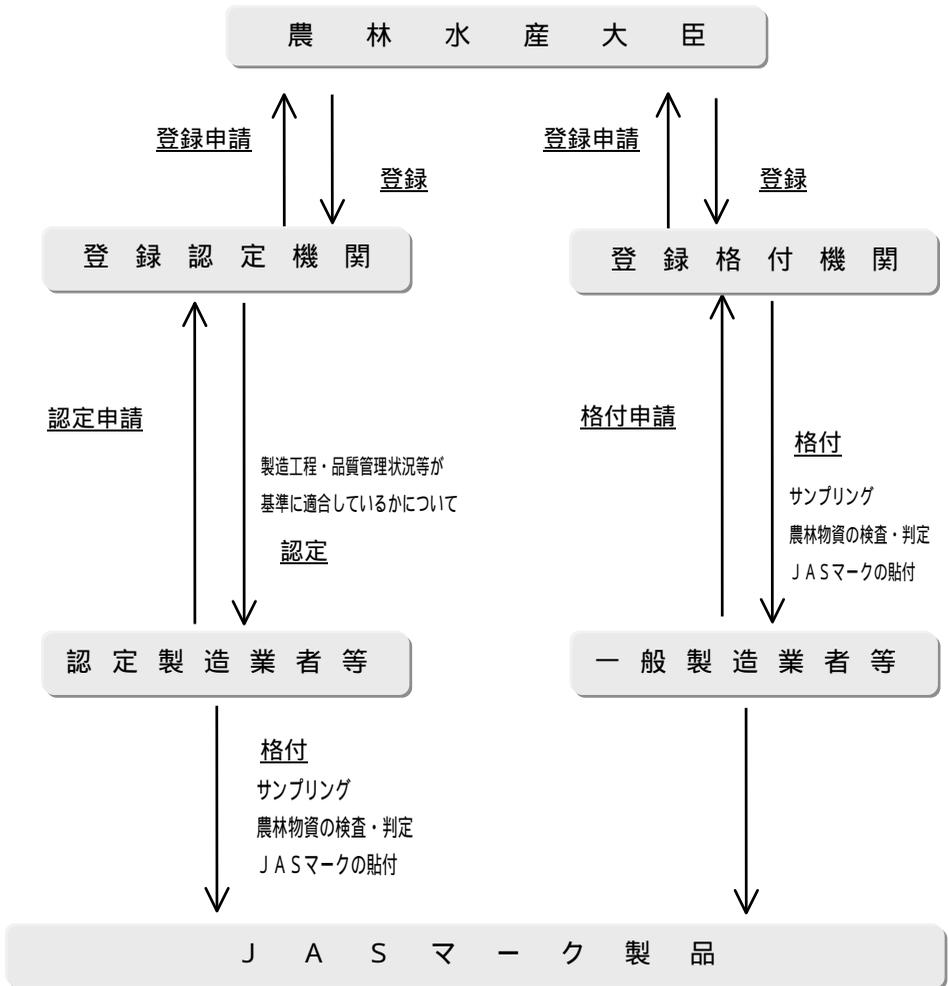
一般的には、主に製品から試料を抽出（サンプリング）して検査し、判定することとしています。特定 J A S 規格に係る生産行程の検査は、生産の記録の点検やほ場又は事業所についての実地調査等により行われます。

#### ウ．格付機関による格付

格付機関による格付を受けようとする場合には、品目ごとに登録された登録格付機関（一部の品目については都道府県や独立行政法人農林水産消費技術センターが格付を行っているものがあります。）に格付の申請をします。

これを受け、格付機関は 試料の抽出（サンプリング）、その分析・判定検査（テストング）、判定結果に基づく製品への J A S マークの貼付（ラベリング）を行います。

図1 格付の仕組み



外国製造業者等は上記に加え、登録外国格付機関の格付又は登録外国認定機関の認定を受けることができる。

小分け業者、輸入業者についても登録認定機関又は農林水産大臣の認定を受けて格付の表示を行うことができる。

## 登録格付機関

以前は、登録格付機関としては非営利法人のみしか登録できませんでしたが、平成 11 年の J A S 法改正により施設や人員等に関し一定の要件を満たす営利法人も農林水産大臣の登録を受けて格付業務を行うことができるようになりました。

登録格付機関は格付業務に関する規程（格付業務規程）を定め、農林水産大臣の認可を受ける必要があります。また、格付の手数料についても農林水産大臣の認可を受けなければなりません。これらを変更する場合も同様です。

また、登録格付機関は格付に関する業務に関し、帳簿を記載し、5 年間保存しなければなりません。

なお、登録格付機関は 5 年ごとに登録の更新を受ける必要があります。

登録申請の受付窓口：農林水産省総合食料局品質課。ただし、1 つの都道府県内で業務を行う格付機関の登録、監督は都道府県知事が実施。

## エ．製造業者・生産行程管理者による格付

平成 11 年の J A S 法改正により、J A S 規格による格付の方法は、第三者機関として格付機関が格付を行う方法のほか、事業者の生産・製造工程や品質管理体制等の状況からみて、製品の品質の安定性や規格への適合性が確保されると認められた製造業者や生産行程管理者（認定製造業者・認定生産行程管理者）が自ら格付を行う方法が導入されました。

## 認定製造業者・認定生産行程管理者

自ら格付を行おうとする製造業者や生産行程管理者は、格付を行おうとする農林物資の種類及び工場又はほ場ごとに登録認定機関に認定の申請をします。

申請を受けた登録認定機関は、申請者が、農林物資の種類ごとに農林水産大臣が定めた「認定の技術的基準」に適合するかどうかについて検査し、認定を行います。

認定を受けた製造業者や生産行程管理者（以下、それぞれ「認定製造業者」、「認定生産行程管理者」といいます。）は、自らが製造又は生産した製品についてJAS規格に適合するかどうかの検査を行い、適合する場合にはJASマークを貼付して販売することができます。

### 認定の技術的基準

登録認定機関は、農林物資の種類ごとの認定の技術的基準に基づき、製造業者や生産行程管理者などからの申請に対する認定を行うこととなります。

例えば製造業者の認定の技術的基準では、認定を受けようとする農林物資を製造するために必要となる施設、人員及び品質管理の規程の整備などが要件として定められています（有機農産物の生産行程管理者の場合は、生産行程管理の規程の整備など）。これらの要件を満たした者でなければ、認定機関から認定を受けることはできません。

### 登録認定機関

製造業者の認定は、農林水産大臣の定める基準を満たし、農林水産大臣の登録を受けた登録認定機関が行います。

この登録認定機関についても登録格付機関と同様に、株式会社などの営利法人であっても登録を受けることができます。

登録申請の受付窓口：農林水産省総合食料局品質課。

#### 登録認定機関の要件

認定の業務に従事する者の資格と人員、認定の業務の管理に関する事項について農林物資の区分ごとに農林水産大臣が定める基準に適合すること

認定を適確かつ円滑に行うのに十分な経理的基礎を有する法人であること

役員、法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員（例：株式会社

にあっては株主)や職員の構成が、認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

認定に関する業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定が不公正になるおそれがないものであること

農林物資の区分 (AからDの4区分)

A 飲食料品 (Dに掲げるものを除く。)

B 生糸

C 一般材、押角、耳付材、合板 (航空機用のものを除く。)、単板及び床板

D 地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品

登録認定機関は認定業務に関する規程 (認定業務規程) を定め、農林水産大臣の認可を受ける必要があります。また、認定手数料についても農林水産大臣の認可を受けなければなりません。これらを変更する場合も同様です。

また、登録認定機関は認定に関する業務に関し、帳簿を記載し、保存する必要があります。

登録認定機関は5年ごとに登録の更新を行う必要があります。

なお、登録認定機関の役職員は認定業務によって知り得た秘密を漏らしたり、自己の利益のために使用してはならず、認定の業務に従事する者については、刑法その他の罰則の適用については公務に従事する職員とみなされます。

#### オ. 小分け業者による格付の表示

有機農産物や地鶏肉等については、流通過程 (卸売業者やスーパーなどの段階) においてJASマークが付された大口の包装形態から小売り用包装に小分けする場合があります。このようなものであっても、大口の包装・容器に付されていたJASマークを小分け業者自らが小さな包装・容器に付け直

すことによって、消費者の手に渡る際にも、JAS規格による格付を受けた製品であることがわかります。このため、小分け業者がJASマークを再貼付することができる仕組みが設けられています。

小分け業者がJASマークを付そうとする場合は、事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関又は農林水産大臣に認定の申請をし、認定の技術的基準に適合するかどうかについて認定を受ける必要があります（認定小分け業者）。

## カ．外国における格付

平成11年のJAS法改正により、外国（農林物資についてJASと同様の格付の制度を有している国として農林水産省令で定める国に限ります。表1を参照。）の法人も、国内の法人と同様の要件を満たせば格付業務や認定業務を行うことができるようになり、登録外国格付機関や登録外国認定機関として農林水産大臣の登録を受けることができるようになりました。

これにより、外国製品については、登録外国格付機関が格付を行いJASマークを付け、又は外国の製造業者、若しくは生産行程管理者が登録認定機関や登録外国認定機関の認定を受けて（それぞれ「認定外国製造業者」、「認定外国生産行程管理者」といいます。）自ら格付を行いJASマークを付けることができるようになりました。

表1 農林物資についてJASと同等の格付の制度を有している国として農林水産省令で定める国

平成15年4月現在

農林物資	国名
製材（広葉樹製材を除く）	アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ、ノールウェー
広葉樹製材	オーストラリア、カナダ、ノールウェー
合板	アメリカ合衆国、インドネシア、オーストラリア、カナダ

集成材	アメリカ合衆国、インドネシア、オーストラリア、カナダ、ノールウェー
フローリング	アメリカ合衆国、インドネシア、カナダ
単板積層材	アメリカ合衆国、インドネシア、オーストラリア、カナダ
構造用パネル	アメリカ合衆国、カナダ
枠組壁工法構造用たて継ぎ材	アメリカ合衆国、カナダ
有機農産物 有機農産物加工食品	アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ、連合王国

#### キ．承継

認定製造業者等が認定を受けた農林物資の格付の事業を全部譲渡したり、当該認定製造業者等について相続又は合併が行われた場合には、「認定」の効力が法律上当然に承継されます（後述の認定輸入業者も同様です。）

### (3) 指定農林物資

平成 11 年の J A S 法改正により、名称の表示の適正化を図るための新しい仕組みが設けられました。

その仕組みとは、「指定農林物資については、J A S 規格による格付の表示が付されていない場合には、当該 J A S 規格に定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない」というものです。

ここでいう、指定農林物資とは、次の 条件を満たすものをいいます。

生産の方法についての基準に係る J A S 規格（特定 J A S 規格）が定められている農林物資

の J A S 規格において定める名称が、当該 J A S 規格において定める

生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの

平成15年4月現在、政令で定められた指定農林物資は、有機農産物及び有機農産物加工食品の2つです。

#### ア．有機農産物及び有機農産物加工食品の検査・認証制度

有機農産物の表示については、平成4年に「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」(平成8年12月に「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」、平成13年4月に「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」と改正)が制定され、その適正化が図られてきましたが、ガイドラインは法的強制力を有していないことから、不適切な表示が多く見られ、消費者、生産者の双方から、法制度に基づく表示の規制を行うことへの要望が高まってきました。

一方、国際的には、平成11年7月にコーデックス委員会において有機食品の生産、加工、表示及び販売に関する国際ガイドライン(コーデックスガイドライン)が制定され、その生産基準、第三者機関による検査認証の仕組みや有機食品の表示の適正化に関する指針が示されました。

このような状況に対応するため、有機農産物及び有機農産物加工食品(以下「有機農産物等」といいます。)の特定JAS規格を定め、その検査認証制度を整備するとともに、これらの食品をJAS法における指定農林物資に指定することにより、有機食品に関する表示の適正化を図ることとなりました。

すなわち、有機農産物については、登録認定機関(第三者機関)から認定を受けた生産者等が、その特定JAS規格に適合するものであるかどうかについて格付又は格付の表示を行い、有機JASマークの貼付されたものでなければ、「有機」「オーガニック」等という表示ができなくなりました。

## 【参考】特別栽培農産物について

農薬や化学肥料を一定以上減らして栽培された農産物については、特別栽培農産物として、上述のガイドラインに基づく表示が可能となっています。

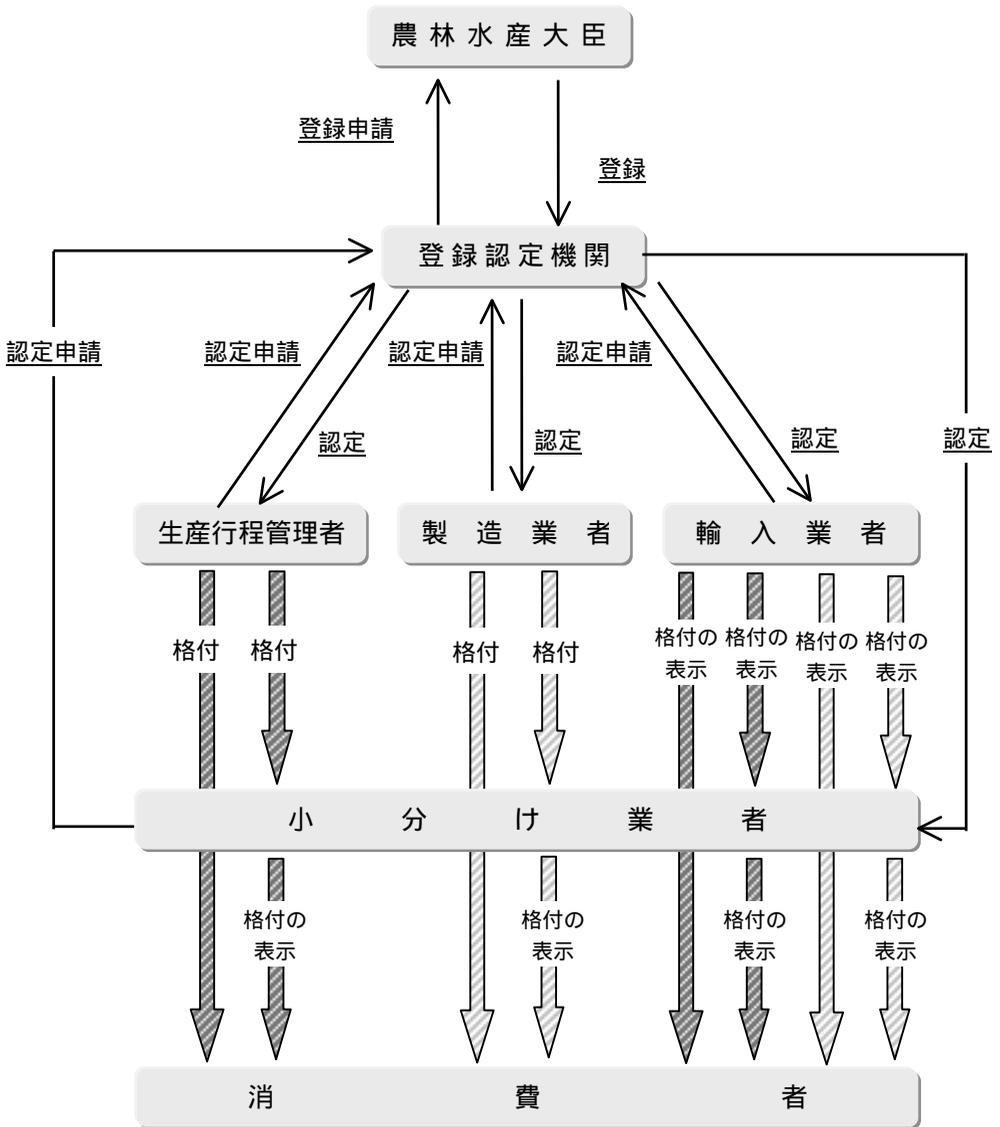
なお、ガイドラインで定められた適用の範囲や名称などの表示方法については、平成 13～14 年度に委員会を設置して検討が行われました（事務局：(社)日本農林規格協会）。

その検討結果が平成 14 年 11 月に「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正の方向について（報告）」として公表されています。

この報告を受けて、農林水産省ではガイドラインの改正案を作成するとともに、本案についてのパブリック・コメント（意見・情報の募集）が実施されています。

今後、本案については、寄せられた意見・情報を考慮して、決定される予定です（平成 15 年 4 月末現在）。

図2 有機食品の検査認証制度の仕組み



→ 申請・登録・認定の流れ     
 ➡ 有機農産物の流通     
 ➡ 有機農産物加工食品の流通

## イ．輸入品への格付の表示

有機 J A S マークが付されていない場合は、「有機」等の名称の表示ができないことは、輸入品にあっても同様です。

輸入された有機農産物等に格付の表示をし、「有機」等の表示をするためには、次の 2 通りの方法があります。

認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者が特定 J A S 規格による格付を行い、有機 J A S マークを付した有機農産物等を輸入する方法  
輸入品を取り扱う施設や管理の状況が農林水産大臣の定める基準に適合しているとして認定機関の認定を受けた輸入業者(認定輸入業者)が、外国(指定農林物資について J A S 制度と同等の水準にある格付の制度を有すると認められる国に限ります。)の政府機関やこれに準ずる機関として農林水産大臣が指定した機関の発行した証明書又はその写しが添付されている輸入有機農産物等に有機 J A S マークを付する方法

有機農産物等についての名称の表示を行うための流れは図 2 のとおりです。

## 3 . 品質表示基準制度とは

### (1) 品質表示基準制度の概要

最近の食品に対する消費者の関心の高まり等から、消費者の商品の選択の目安となる情報をくまなく正確に伝える必要があるため、平成 11 年の J A S 法改正により、一般消費者向けのすべての飲食料品について横断的な品質表示基準が定められました。

このほか、飲食料品の各品目ごとの特性に応じ、追加的に必要な品質表示基準を定めることもできています。

表示が義務付けられるのは、農林物資の流通形態によって、製造業者であったり販売業者であったりしますが、いずれの場合でも、一般消費者に正確な情報が伝えられるよう、川上から川下まで流通のすべての段階で的確に情報が伝わる必要があります。

## (2) 生鮮食品の表示

生鮮食品（農産物・畜産物・水産物）の表示については、平成 12 年 3 月 31 日に告示された「生鮮食品品質表示基準」に基づき、同年 7 月 1 日から一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品に適用されています。

生鮮食品に必要な表示事項は、「名称」と「原産地」の 2 点です。

### 名称

その内容を表す一般的な名称を記載します。

### 原産地

品目の特性により以下（表 2）のように記載します。

表 2

品目	国産品	輸入品
農産物	都道府県名 市町村名その他一般に知られている地名での記載可	原産国名 一般に知られている地名での記載可
畜産物	国産である旨 都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名での記載可	原産国名
水産物	水域名又は地域名 水域名の記載が困難な場合は水揚げ港又はそれが属する都道府県名での記載可 水域名に水揚げ港又はそれが属する都道府県名の併記可	原産国名 水域名の併記可

水産物は、「名称」「原産地」のほかに、「水産物品質表示基準」に基づき、  
冷凍したものを解凍したものである場合は「解凍」  
養殖されたものである場合は「養殖」  
と表示しなければなりません。

これらの表示事項は、容器又は包装の見やすい箇所や商品に近接した掲示等、  
消費者の見やすい場所に表示します。

なお、玄米及び精米は、「玄米及び精米品質表示基準」に基づき、「名称」「原料玄米」「内容重量」「精米年月日」「販売者」の表示事項を容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示します。

また、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む）し、生産したその場で消費者に直接販売する場合、又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合は、名称・原産地等を表示する必要はありません。

### (3) 加工食品の表示

#### ア．加工食品の一括表示

加工食品の表示については、平成 12 年 3 月 31 日に告示された「加工食品品質表示基準」に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から一般消費者向けに販売されるすべての加工食品に適用されています。

加工食品の表示については、以下（表 3）の 6 つの事項を容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示することが義務付けられています。

なお、飲食料品を製造若しくは加工し、消費者に直接販売する場合、又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合は、名称、原材料名等を表示する必要はありません。

また、場合によっては表示事項を省略できることがあります。

例）原材料が一種類のみであるもの（缶詰、食肉製品を除く）は「原材料名」

常温で保存すること以外にその保存に関して留意すべき特段の事項がないものは「保存方法」

表 3

表示事項	表示方法
名称	その内容を表す一般的な名称を記載します。
原材料名	食品添加物以外の原材料名は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載します。 食品添加物は、原材料に占める重量の多いものから順に食品衛生法施行規則の規定に従い記載します。
内容量	内容重量、内容体積又は内容数量を表示します。
賞味期限 (品質保持期限)	消費期限又は賞味期限(品質保持期限)を記載します。 品質が急速に変化しやすく、製造後速やかに消費すべきものにあつては、「消費期限」、それ以外のものにあつては、「賞味期限」(「品質保持期限」)とします。
保存方法	飲食料品の特性に従い、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等と記載します。
製造者	製造業者の氏名又は名称及び住所を記載します。表示を行うものが販売業者である場合は、「製造者」を「販売者」と、加工包装業者である場合は、「製造者」を「加工者」とします。

同じ表示事項に 2 つの用語が存在することから「分かりにくい」との指摘があり、「食品の表示に関する共同会議」において検討された結果、「賞味期限」に統一されることになっています。(新たなルールが適用されるまでは、十分な猶予期間が設けられます。)

## イ．加工食品の原料原産地の表示

近年、加工食品の原材料の輸入が増加し、消費者からの原材料の原産地に関する表示を充実してほしいという要望を受けて、農産物漬物等の品目について原材料の原産地表示を義務付けることとなりました。

表 4

品目	義務付け日
梅干・らっきょう漬け	平成 13 年 10 月 1 日
農産物漬物（上記以外の漬物）	平成 14 年 4 月 1 日
水産加工品（塩さば、あじ・さばの開き、うなぎの蒲焼、塩蔵・乾燥わかめ）	平成 14 年 2 月 1 日
かつお削りぶし	平成 14 年 6 月 1 日
野菜冷凍食品	平成 15 年 3 月 1 日

## (4) 遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え食品の表示については、平成 12 年 3 月 31 日に告示された遺伝子組換え食品の品質表示基準に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から義務付けられています。

この表示は、消費者の商品選択のための情報提供という観点から、厚生労働省において安全性が確認され、国内で流通する可能性のある遺伝子組換え食品について義務付けているものです。

表示の対象となる食品は、5 つの農産物及びこれらを原材料とする加工食品であって、加工後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたタンパク質が残存するものです（表 5 を参照）。

なお、平成 13 年 3 月に厚生労働省により安全性が確認された高オレイン酸大豆及びその加工品については、DNA やタンパク質の残存の有無にかかわらず、「高オレイン酸遺伝子組換え」である旨の表示を平成 14 年 1 月 1 日から義務付けています。

また、義務表示対象品目については、新しい遺伝子組換え食品の商品化の状況や検出方法に関する新たな知見を踏まえて、毎年見直しを行うこととしており、平成 14 年度はばれいしょ加工品を追加しました。

図 3

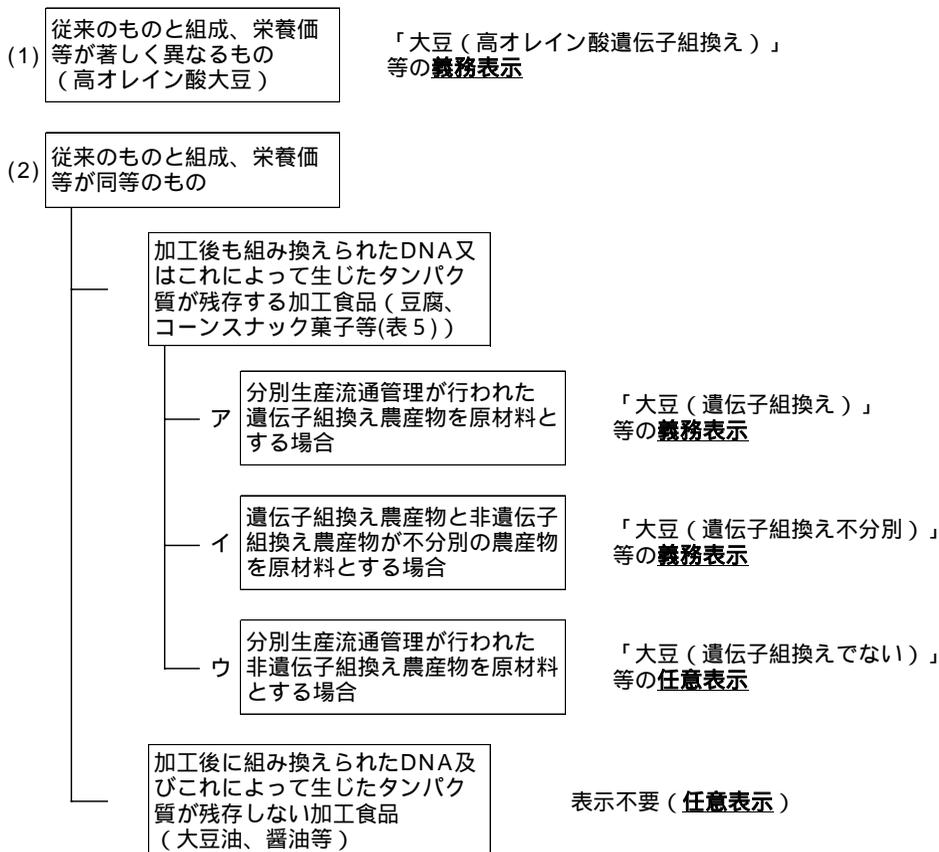


表 5

農産物 (5 作物)	大豆(枝豆、大豆もやしを含む)、とうもろこし、ばれいしょ、 なたね、綿実	
加工食品 (30 食品群)	食品	対象農産物
	1 豆腐・油揚げ類 2 凍豆腐、おから及びゆば 3 納豆 4 豆乳類 5 みそ 6 大豆煮豆 7 大豆缶詰及び大豆瓶詰 8 きな粉 9 大豆いり豆 10 1 から 9 を主な原材料とするもの 11 大豆(調理用)を主な原材料とするもの 12 大豆粉を主な原材料とするもの 13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
	14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
	15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
	16 コーンスナック菓子 17 コーンスターチ 18 ポップコーン 19 冷凍とうもろこし 20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 21 コーンフラワーを主な原材料とするもの 22 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークは除く) 23 とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの 24 16 から 20 を主な原材料とするもの	とうもろこし
	25 冷凍ばれいしょ 26 乾燥ばれいしょ 27 ばれいしょでん粉 28 ポテトスナック菓子 29 25 から 28 を主な原材料とするもの 30 ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ

## 4 . 監視体制と違反への対応

### (1) 監視体制

#### ア . J A S 規格の監視等

認定製造業者等が引き続き認定の技術的基準に適合しているかどうか、格付や格付の表示の業務が適正に行われているかどうかについて、定期的に認定機関による調査(監査等と呼ばれることがあります。)が行われます(認定輸入業者も同様です。)

また、農林水産大臣は登録格付機関や登録認定機関（外国も含まれます。）の業務が適正に行われているかどうかについて必要に応じて検査を行うことができます。

#### イ．品質表示基準の監視等

独立行政法人 農林水産消費技術センターや食糧事務所では流通している飲食料品について店舗調査や市販品の買い上げ調査を通じ、品質表示が適正に行われているかどうかについて幅広くモニタリングを行い、必要があれば製造業者や販売業者に対して改善指導を行います。また、地方農政局等の農林水産省の地方機関においても農林水産消費技術センターと協力して情報収集、指導監督を行っています。

なお、これらの農林水産大臣の権限の一部は、都道府県知事が行うこととされています。

## (2) 違反への対応

#### ア．ＪＡＳ規格に関する違反への対応

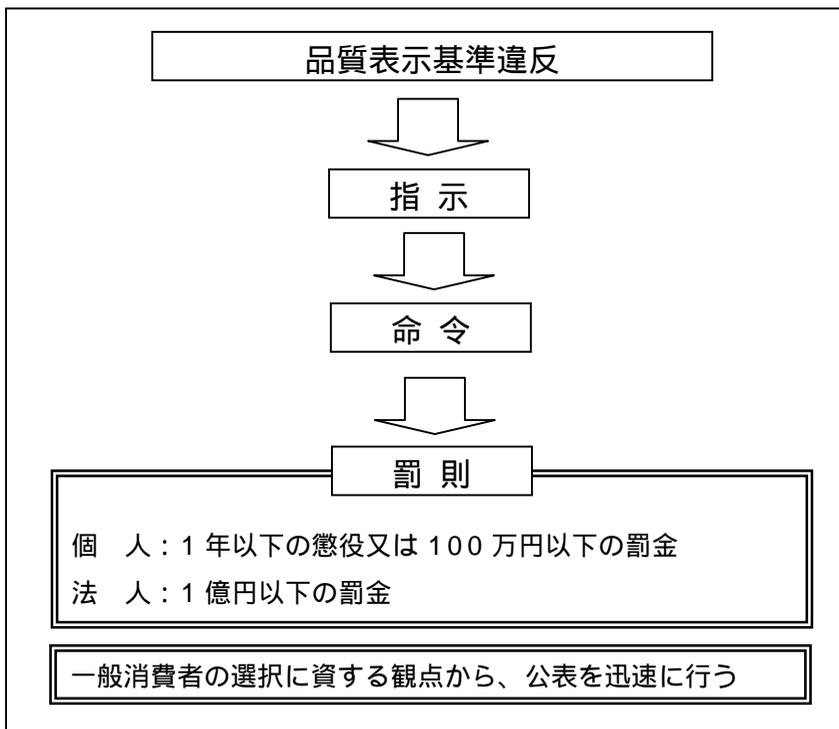
格付を受けていない生産物や製品にＪＡＳマークやこれと紛らわしい表示をして販売した者に対しては、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰則が課されます。

#### イ．品質表示基準に関する違反への対応

品質表示基準に違反している製造業者や販売業者等に対し、農林水産大臣は、以下の(ア)(イ)の指針に則り指示及び公表を行います。その事業者が指示に従わない場合には、その事業者に対し改善措置を命ずることができ、それでもなお命令に従わない場合は、個人と法人の別に罰則が課せられます。

（図４参照）

図 4



#### (7) 指示の指針

品質表示基準に違反している事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行います。

品質表示基準に定められた表示事項が表示されていないが、違反事業者が直ちに改善する意思を示している場合、表示事項を表示するよう指導します。

品質表示基準に定められた遵守事項が遵守されていないが、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反業者が直ちに改善する意思を示している場合、遵守事項を遵守するよう指導します。

なお、  
、  
の指導を行ったにもかかわらず、その指導に従わなかったことが確認された場合には、指示を行います。

## (イ) 公表の指針

指示をした場合は、情報公開法の趣旨に照らしても不開示と判断されるような例外的な場合を除き、原則として以下の事項を公表します。

違反した事業者の氏名又は名称及び住所

違反事実

指示の内容

なお、消費者利益の保護の観点から違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても公表する場合があります。

## 5 . J A S 制度の普及促進

J A S 制度の普及を主な事業としている社団法人日本農林規格協会（通称 J A S 協会）では、

普及啓発用資料としてのポスター・パンフレット等の作成配布

インターネットでの普及を図るためのホームページの公開

J A S 制度普及に協力する店舗への「 J A S 協力の店」としての認定（ J A S マーク品を優先的に販売するように展示して J A S の P R ）

等の活動のほか、毎年 11 月の J A S 普及推進月間を中心に一般企業向けの J A S 講習会、展示会の開催、印刷物等を通じての P R 等、種々の事業を行って J A S 制度の普及促進に努めています。

また、コーデックス等の国際食品規格をはじめ、農林水産業及びこれらの関連産業に関する規格制度等を調査し、広く一般に普及されることを目的とした諸事業もすすめています。

なお、 J A S 制度の普及促進については、農林水産省でも消費者に対する学習会、各種展示等を行っています。